資料３－３

第 53 回本部員会議資料
令和４年３月 29 日
商工労働観光部

いわて旅・いわての食応援プロジェクト等について

１　「いわて旅応援プロジェクト（第２弾）」の期間延長及び対象拡大

「いわて旅応援プロジェクト（第２弾）」について、３月 31 日（木）宿泊・出発分までとしていた**実施期間を４月 28 日（木）宿泊・出発分まで延長**し、**４月１日（金）から岩手県居住者以外の利用条件を変更**します。

また、**割引支援対象者を北海道・東北ブロックに拡大**します。

⑴　実施期間

令和３年 10 月１日（金）から**令和４年４月 28 日（木）宿泊・出発分**まで

⑵　割引率、クーポン（変更なし）

- 県内旅行の宿泊代金等を宿泊施設又は旅行会社で割引（旅行商品代金の 50％、１人当たり５千円が上限）
- 土産物店等で利用可能な２千円のクーポン券を宿泊施設又は旅行会社で配布

⑶　割引等対象

隣県から**北海道・東北ブロックに拡大**

※　４月１日から岩手県、北海道、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の居住者を対象に実施。
※　青森県居住者は、１月 27 日から割引停止中。

⑷　利用条件

- **ワクチン３回接種済又は検査結果陰性**であること。
- ただし、岩手県居住者が岩手県内で宿泊又は日帰り旅行する場合はワクチン２回接種済で利用可。また、宮城県又は秋田県の居住者が令和４年３月 31 日までに予約した場合はワクチン２回接種済で利用可。
- 12 歳未満は同居する親等の監護者同伴の場合は検査不要

⑸　事業の一時停止の基準

- 県内の全域又は一部区域がまん延防止等重点措置区域となった場合
- 県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル３相当となった場合
- 北海道又は東北（本県以外）の全域又は一部区域がまん延防止等重点措置区域となった場合（当該道県居住者）
- 北海道又は東北（本県以外）の感染状況がレベル３相当となった場合（当該道県居住者）
- 上記に関わらず、感染状況等による国又は県の対応に応じて一時停止することがある。

２　いわての食応援プロジェクト（第２弾）（令和４年度第１号補正予算）

⑴　発行予定数

発行冊数：計 35 万冊、発行額：17 億５千万円

⑵　参加店舗の要件

県が運用する感染症防止対策「いわて飲食店安心認証制度」の認証を受けている飲食店

⑶　発行する食事券

額面　5,000 円（500 円×10 枚綴り）、販売価格　4,000 円（25％のプレミアム付き）

⑷　販売、利用期間

一定の準備期間が必要となるため、現在、**５月中旬までに販売・利用を開始する方向**で調整を始めており、**利用期限は 12 月中**を予定

⑸　**事業の一時停止の基準**

- 県内がまん延防止等重点措置区域となった場合
- 県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル３相当となった場合
- 上記に関わらず、感染状況等による国又は県の対応に応じて一時停止することがある。

３　中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助（令和４年第１号補正予算）

⑴　**趣旨**

新型コロナウイルス感染症対策として**国が策定した「中小企業活性化パッケージ」**では、収益力改善に加えて事業再生支援、再チャレンジ支援、一元的支援体制の構築が盛り込まれていることから、国が設置する「岩手県中小企業活性化協議会」と連携し、現在、商工指導団体に設置している経営相談窓口とは別に、**金融面の課題解決を主とした相談体制を強化**するため、その運営に要する経費を補助するもの。

⑵　**内容**

ア　**目的**

過剰債務等に苦しむ中小企業者が事業再生や再チャレンジ等に取り組む場合に、「岩手県中小企業活性化協議会」を補完し、県内金融機関や商工指導団体、事業再生の専門家等が連携して事業者の実情に応じた支援を実施する。（県内 35 商工会指導団体を窓口としてワンストップ化）

イ　**補助対象者**

商工指導団体（商工会連合会、商工会議所）、岩手県信用保証協会